

子供たちの笑顔のために 教員の働き方改革

を進めます

学校の働き方改革は、子供たちの未来を育むために教員の働く環境を見直す取組です。この取組によって、教員が心身ともに健康で生き生きと子供たちと向き合う時間を創出し、学校教育の質を高めることを目指します。



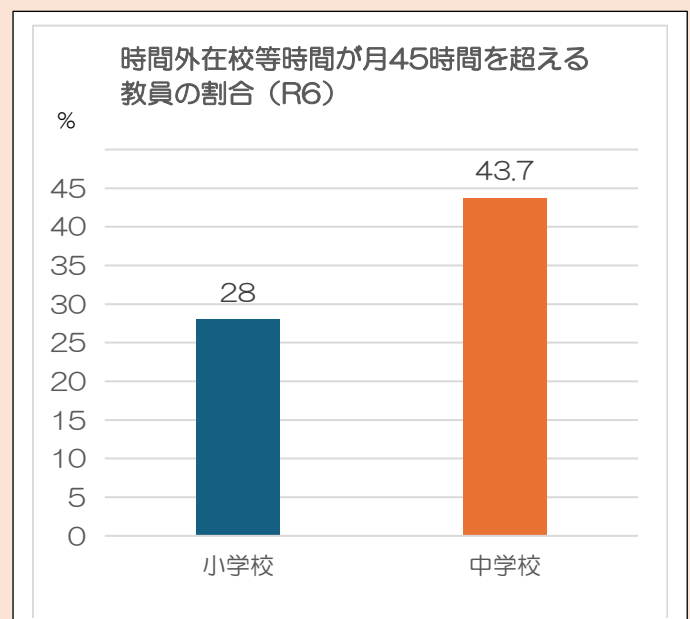
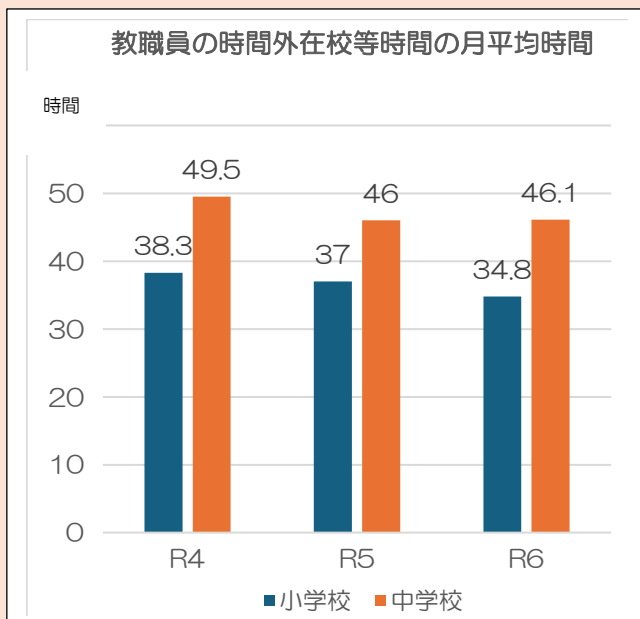
教員の働き方の現状

氷見市における教員の時間外在校等時間※1は、令和4年度に比べて、減少傾向にありますが、令和6年度の月45時間を超える教員の割合は、小学校※2で28%、中学校※3で43.7%と依然として高い割合を示しています。

※1勤務時間外に学校教育に関する業務を行っている時間

※2義務教育学校前期課程含む

※3義務教育学校後期課程含む



令和7年6月、「公立の義務教育学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律」が公布され、令和8年4月1日に施行されました。これを受けて、氷見市教育委員会は、「業務量管理・健康確保措置実施計画」を策定し、令和8年度から令和11年度までの4年間で、次に掲げる目標数値の達成に向けて取り組んでまいります。

教員の働き方改革の目標数値

④～⑥は、教員に実施している「心のセルフチェック」結果を考察する

- ① 1か月の時間外在校等時間が45時間以下の割合を100%にする
- ② 1年間における1か月当たりの時間外在校等時間の平均を30時間程度にする
- ③ 1年間における時間外在校等時間を360時間以内にする
- ④ 「仕事や生活の満足度」の平均指数が85%以上にする (R7:本市80%>全国68.7%)
- ⑤ 「働きがい」の平均指数が85%以上にする (R7:本市82.5%>全国65%)
- ⑥ 「活気」の平均指数が70%以上にする (R7:本市63%>全国53%)

④～⑥の「心のセルフチェック」の結果は、高い数値ほど「教員のワーク・ライフ・バランスが保たれており、意欲的に働くことができている」と捉えることができます。

これまで行ってきた働き方改革の主な取組

業務の精選・効率化

- 校務支援システムの導入
- 欠席連絡のデジタル化
- 学校行事の時間短縮
- 最終退勤時刻の設定

支援スタッフの充実

- 学習サポーター、スタディ・メイト、
スクール・サポート・スタッフの配置
- 部活動指導員・スポーツエキスパート
の配置

教育課程の見直し

- 日課の変更
- 登下校時刻の見直し
- 教員の授業準備時間の確保
- 会議の短縮化

保護者・地域の皆様 ご理解・ご協力をお願いします！

今後、より一層、学校における働き方改革を推進し、子供たちへのより良い教育を実現するためには、行政や学校の取組だけでなく、学校や子供たちに関わる全ての皆様のご理解とご協力が必要です。



勤務時間外の業務について

○教員の勤務時間は、**7時間45分**（休憩時間45分を除く）で、それ以外は**時間外**になります。

（例）A小学校 8時10分～16時40分

※始業・終業時刻は学校ごとで多少異なります。

○**時間外の学校への連絡や来校は、緊急時を除き、ご遠慮ください。**

※ただし、学校から保護者の皆様の携帯電話に連絡をしても、仕事の都合等によりつながらない場合には、時間外であっても、学校へ折り返しの連絡をお願いいたします。

部活動指導について

○中学校の教員が、勤務時間外に行っている業務のうち最も多い業務は部活動指導です。特に、**休日の業務の負担が大きく**、部活動指導員等の配置や、部活動の地域展開を進める必要があります。部活動は、生徒の自主性や責任感など、豊かな人間性を育むために重要な役割を担っています。本市では、平日の部活動を維持し、**休日の部活動の地域展開**を進めています。**平日の部活動については、原則として、各学校の勤務時間の範囲内で活動**するように設定します。



（例）A中学校の部活動時間 15時30分～16時45分

※教員の勤務の終了時間に合わせて設定

学校教育活動へ協力について

○学校（地域）ボランティアへのご理解とご協力をお願いします。

登下校の見守り活動 休日や放課後、夜間の見回り 除草作業など